

日本植物病理学会病名委員会細則

第1条 この細則は、日本植物病理学会（以下「本学会」という。）会則第13条の規定に基づき、病名委員会（以下「委員会」という。）が行う植物の病名等に関する審議に関し必要な事項を定める。

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は以下に定めるところによる。

- (1) 植物とは、食用作物、特用作物、牧草及び芝草、野草、野菜、きのこ、草花、果樹、針葉樹、竹笹、広葉樹をいう。
- (2) 病名等とは、病名（和名と英名）、病原名、根拠文献をいう。

第3条 委員会は、以下に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 病名の決定および病名の変更
- (2) 病原名の決定および病原名の変更、追加
- (3) 根拠文献の採録、変更、追加

第4条 病名等の命名、変更は、委員会が制定する「植物における新病名等命名基準」に従うこととする。

第5条 病名等の審議では2名以上の病名委員が審査を行い、病名委員長が最終決定を行う。

第6条 病名等の対象は原則として日本国内で発生した植物の病気とするが、輸入検疫で認められた病気ならびに海外に発生する病気も含めることができる。

第7条 報告者は病名等に関する学術報告を行った後に、本学会所定の様式「新病名等命名申請書」に必要な事項を記入し、根拠文献の別刷又はコピーを添えて病名委員長に申請することとする。ただし、病名等の提案が日本植物病理学会報あるいは Journal of General Plant Pathology における学術論文により行われる場合には、編集委員長は病名委員会に意見を求めることとし、報告者は「新病名等命名申請書」による申請を省略できることとする。

第8条 病名等は原則として、病気あるいは病原の第一報告者による提案を尊重する。

第9条 委員会は学術雑誌等による病名等の提案を認め、報告者が病名等の申請を行わない場合に、報告者に病名等の申請を求めることができる。

第10条 委員会は次のような場合に、委員会の責任で病名等を決定、変更できる。

- (1) 報告者が病名等の申請を行わない場合に、報告者へ連絡することなく病名等を決定、変更することができる。
- (2) 病原の報告はあるが病名等の報告がない場合でも、必要に応じて病名等を新たに決定することができる。
- (3) 過去にさかのぼって病名等を決定、変更することができる。

第11条 委員会が審査し決定する病名等は、本学会会員が学術上の目的により使用する際の基準とするもので、一般書や普及情報等における病気の慣用的な名称等の使用を妨げるものではない。

第12条 委員会による審査は病名の有効性あるいは病原名等の妥当性に関し行うもので、病原名の分類学上の正当性等は対象としない。

第13条 委員会により決定された病名等は、本学会が刊行する「日本植物病名目録」ならびに同「追録」、あるいはそれらが本学会ホームページ上に公表された時点で、正式病名等として発効することとする。

付 則

- 1 この細則は平成18年6月3日より施行する。

植物における新病名等命名基準

新しく発生した植物の病気に病名を命名しようとする場合、病原名を確定しようとする場合、病名を変更しようとする場合、病原名を変更あるいは追加しようとする場合、報告者は以下の基準にしたがって新病名等を付して公表し、提案するものとする。

- 1 報告者は、本学会所定の様式「新病名等命名申請書」（様式1）に必要事項を記入し、根拠文献の別刷又はコピーを添えて病名委員長に申請することとする。ただし、病名等の提案が日本植物病理学会報あるいは *Journal of General Plant Pathology* における学術論文（講演要旨を除く）により行われる場合には、報告者は「新病名等命名申請書」による申請を省略できる。
- 2 病名の命名等は、原則として自然発病により明確な病徴あるいは被害が認められるものに対して行う。
- 3 以下の1～4のうちいずれかの条件を満たす場合には、新しく病名を付けることができる。
 - (1) 日本において新たに自然発生が認められた病気。
 - (2) 輸入検疫において発見された国内未発生の病気。
 - (3) 海外において発生している病気で、日本に紹介する病気。
 - (4) 既に病名が付されている病気で、病名を変更することが適切として提案する場合。
- 4 報告者は原則として次に掲げる学術雑誌のいずれかに、病名等に関する報告を行うものとする。そのうち、(1)に論文報告した場合には申請手続きを省略できるが、(2)～(4)に報告した場合には、申請手続きが必要である。ただし、下記の(1)～(4)の学術雑誌以外に報告が行われた場合も、申請があれば審査を行う。本学会以外の講演要旨ならびに商業誌等における病名等の提案は、原則として認めない。
 - (1) 日本植物病理学会報, *Journal of General Plant Pathology*
 - (2) 日本菌学会会報, *Mycoscience*
 - (3) 土と微生物
 - (4) 病害虫研究会報（北日本、北陸、関東東山、関西、島根、九州）、四国植防
- 5 病名等は本学会の講演要旨でも提案できるが、報告者はすみやかに「病害短信」あるいは「Disease Note」等により正式提案することが望ましい。
- 6 病名等に関する学術報告には、発生確認年月、発生場所（少なくとも県名）、宿主植物名、病徴、病原名、同定の根拠、ならびに病原性の証明（病徴再現）のすべてが記載されることが望ましい。なお、ウイルス、ファイトプラズマ、その他培養できない病原については、2つ以上の同定方法（たとえば、血清反応とPCR）による病原同定が望ましい。
- 7 病名和名は、次の基準にしたがって命名する。
 - (1) 病名和名は、植物の病徴、病気の性質を的確に表す表現とする。
 - (2) 原則として1植物ごとに1病原1病名とする。ただし、異なった2種以上の病原によって起こる病気で、病徴による区別が困難なものについては1病名とする（例：苗立枯病）。
 - (3) 複数病原の感染により際だった病徴を表す場合には、新たに病名を命名できる。
 - (4) 同一病原による種々の植物の病名は、病徴が極端に異なる場合を除いて同一病名とする（例：灰色かび病）。
 - (5) 発病部位によって異なった特徴があり、いずれも慣用されて重要と認められる病気については、それぞれについて病名を命名できる（例：ナシ輪紋病、いぼ皮病）。
 - (6) 細菌による病気のうち「〇〇細菌病」を使用する場合には、原則として「〇〇性細菌病」とはせず「〇〇細菌病」とする。
 - (7) 病徴が明確でないウイルス病については、和名の病名を「ウイルス」とし、和文表記：「ウイル

ス」，ローマ字表記：「Uirusu」，英名の病名：「Virus」と記載する．なお，備考欄に，「無病徴」，「戻し接種不成功」，「接木により伝染」，「PCRによる検出」などの記載を付ける．

(8) 線虫が1宿主から得られた場合，病徴あるいは被害が明確なものを「〇〇線虫病」とする．

(9) きこの病気については，ほだ木や菌床に生える他の菌類等もきのこ生産を阻害する病原として記載し，病名を決定する．

8 病名等には常用漢字の他に，「褐」，「斑」，「萎」，「縞」，「疽」，「凋」，「叢」，「穎」，「尻」，「ひらがな」および「カタカナ」を使用できる．

9 病名のローマ字は，ヘボン式で表記する．

10 病名和名と病原和名にはカタカナの乱用は避け，できるだけ和語（漢語）を使用する（例：「イエローリーフカール」→「黄化葉巻」）．

11 ウイルス学名は，原則として印刷公表された「国際ウイルス分類委員会報告」によるものとする．

付) 本基準は，病名調査委員会による「日本有用植物における新病名命名基準（日植病報 58:167）」を元に，2006年6月2日に病名委員会において改訂したものである．